

## 茂原市農業委員会第6回総会議事録

- 1 開催日時 平成28年6月22日(水) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所502議室
- 3 出席委員 27名
  - 1番 北田 茂
  - 2番 日吉利 一
  - 3番 井上 幹男
  - 4番 高山 多聞
  - 5番 湯浅 公夫
  - 6番 風戸 茂樹
  - 7番 蕨 直邦
  - 8番 秋山 芳廣
  - 9番 杉浦 文子
  - 10番 光橋 正人
  - 11番 中田 文昭
  - 12番 渡邊 滋樹
  - 13番 高橋 英二
  - 14番 秋葉 仁喜
  - 15番 浦島 京子
  - 16番 鬼島 一郎 (第二小委員長)
  - 17番 佐藤 栄作
  - 18番 三橋 弘明
  - 19番 古山 光雄
  - 20番 熊切 秀雄
  - 21番 加藤古志郎 (会長)
  - 22番 大塚 優
  - 23番 鈴木 幸雄 (第一小委員長)
  - 24番 鵜澤 和行
  - 25番 丸島 正昭
  - 26番 麻生 重和
  - 27番 石井 利明 (職務代理者)
- 4 欠席委員 0名
- 5 事務局職員 5名
  - 事務局長 吉田 茂則
  - 局長補佐 三階 英幸
  - 係長 平野 孝幸
  - 係長 東條 成男
  - 主事 斉藤 直也
- 6 会議に付した議案
  - ・農地法第3条の規定による許可申請について 35件
  - ・農地法第4条の規定による許可申請について 2件
  - ・農地法第5条の規定による許可申請について 31件
  - ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 1件
  - ・適格者証明及び農地法施行規則第57条の2第1項による単独申請について(転用公売)
  - ・平成28年5月24日開催 第5回総会保留議案農地法第5条の規定による許可申請について

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
- ・「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認について

## 7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他

## 8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日は第6回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請につきましては新規就農の2件が本日取り下げられたため33件、4条申請2件、5条申請31件、5条計画変更申請1件、5条公売単独申請が1件、5月保留案件1件の合計69件でございます。そして農用地利用集積計画の利用権設定、活動計画の承認でございます。そのほか報告事項がございます。現地調査につきましては、17日に第一小委員会で行っております。本日欠席の委員はございません。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人ついてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は3番井上委員と4番高山委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。それでは農地法第3条の許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。  
始めに3号議案であります。申請地は南吉田字風ノ川地先他4筆、田2996㎡に使用貸借権の設定をしようとするものであります。借人は本納の★★★★さん、貸人は父親の★さんであります。申請理由は、貸人は経営移譲年金を受給しておりますが、受給継続のため再度後継者に使用貸借の設定をしたいためとのことであります。  
3条許可基準であります。全部効率利用要件については、機械の保有、労働力、技術については問題ないと思われま。農作業常時従事要件については、従事日数は世帯で250日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していると思われま。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、当該地域で調和した農作業をしていると思われま。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしております。

続きまして4～35号議案であります。これらの議案は、営農型太陽光発電システムに関するものであります。

営農部分にあたる4・6・8・10・12・14・16・18・20・22・24・26・28・30・32及び34号議案とその空中部分にあたる5・7・9・11・13・15・17・19・21・23・25・27・29・31・33及び35号議案に分けてご説明します。

はじめに、営農部分についてご説明しますが、申請地は、高田字沖前地先他12筆、田373㎡・畑9672㎡に賃貸借権の設定をしようとする申請であります。譲渡人は、高田の★★さん外8人、譲受人は全て★★★★★さんであります。なお、筆数と議案数の相違は、空中部分を分割していることによるものであります。

申請理由としましては、譲受人については、農業経営規模の拡大、譲渡人については農業経営規模の縮小とのこととあります。栽培する作物は小松菜を計画しております。また、生産物の処理方法としては、JA長生及びJA白井支社さんに出荷する計画となっております。

次に3条許可基準であります。全部効率利用要件につきましては、機械の保有については、軽トラ1台・耕運機3台を保有しており、労働力については、各圃場で、常時1人、臨時2人体制の計画となっております。農作業常時従事要件については各圃場200日以上計画となっております。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業が行われるものと思われま。また、認定農業者への認定に向けて現在、市の農政課と協議中とあります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

次に、空中部分についてであります。申請地は、高田字沖前地先他12筆、田373㎡・畑9672㎡の空中部分に営農型太陽光発電システムのための賃貸借権を設定しようとする申請であり、譲渡人は営農部分の申請と同様であり、譲受人は、千葉市の★★さん他7名であります。

営農型太陽光発電システムの下部の空中部分に係る許可の判断については、3条2項ただし書きに該当するため、同項各号の全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件などの各要件を満たす必要はありません。処理基準においては、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ当該農地における借借人等の権利者の同意を得ていることとなっておりますので、これらの要件を満たしていると思われま。3条に関しては、以上でございます。

会長

農地法第5条部分の許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

続きまして議案番号53号から68号について説明いたします。こちらについては5条のパネルの支柱部分に関する一時転用申請になります。

申請地は高田字沖前地先、他12筆でございます。田373㎡の内0.212㎡、畑9672㎡の内3.911㎡の合計10045㎡の内4.123㎡でございます。賃貸人については3条申請の地権者と同様で高田の★★さん他8名、借借人は船橋市の★★★★★★さん他7名となっております。転用計画としましては、太陽光パネル2272枚、支柱647本でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×99センチで、パネルの高さは地上から2.1m～2.2m（支柱の間隔は2.7m～3.5m）の計画でございます。隣接農地所有者からはそれぞれ同意を得ております。他法令の申請はございません。排水は雨水のみとなっております。また両総土地改良区より意見書が提出されております。

次に転用許可基準でございます。立地基準につきましては申請地はおおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地でありますので、第1種農地と判断され、原則として許可することができない農地でございますが、第1種例外として、農地法施行令第10条及び第18条第1項第2号の仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであることに当てはまり、例外的に許可出来る農地でございます。一般基準につきましては添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長

それでは小委員会の審議内容の報告をお願いいたします。

第1副  
小委員長

審議の結果、3号議案許可、4号から35号議案及び53号から68号議案につきましては総会審議ということになりましたので報告いたします。

会長

それでは順次審議に入らせていただきます。3号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員

親子間の農業者年金の関係ですので、許可をお願いします。

会長

それでは、3号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは、3号議案は許可ということで決定させていただきます。

次に、4号から35号議案と5条の53号から68号議案について一体計画です。

現在、事業展開している場所は3月に計画変更を許可しました。その時に1年間は営農実績を見て次の判断はするという話で当面は許可すると決定いたしました。

営農型太陽光発電とはどういうものなのか、審議していく上で参考にさせていただきたいと思います。一つ目はまず営農型太陽光発電というのはあくまで土台が営農を続ける。営農を行うという土台にあるべき事業でございます。ですから営農を続けるということはどういうことかと申しますと、作物が営農型太陽光発電事業を行う農地で単収が平均で2割以上減にならないというのが1つの要件です。同時にこの2割以上の減にならないというのは品質が近辺の作物より劣化しないということです。また機械についても効率的な利用が出来るような発電システムとするということです。もちろんパネルの支柱等の設置について触れている訳です。2つ目は一般的な太陽光発電と違いパネルの設置に制限があります。それは作物に必要な太陽光の確保、日照の確保が必要ですから、同じ面積に太陽光パネルを設置するとしても当然営農型の場合は太陽光を入れる都合で当然減ってまいります。3つ目の問題は事業者は営農について年1回報告をすることとなっています。そして1年間の営農報告によって著しくその収益性が落ちた場合は太陽光発電設備を撤去すると。これが農水省の指針でございます。それと同時に支柱部分の基礎部分は圃場にかかる一時転用になります。一時転用ですから3年間の実績評価により一時転用が続くのか、だめなのかという判断を農業委員会は3年たったらする。という大雑把な話ですがこの観点から高田の営農型太陽光発電の計画変更については何ヶ月間に渡って審議してまいりました。その結果一番の問題は実態的な営農活動をあのパネル設置の下でどう展開するかを茂原市農業委員会としては注目し業者にも色々意見を述べてきたところであります。そのような中で3月には一応営農活動は始めたと判断した。これは営農型太陽光発電事業として実施してみたらどうか、先ほど申し上げたとおり営農の1年間の報告をみて次の段階の話になる。これが3月の意見でありました。今回はこういう立場に立って新たな申請については議論がされたところであります。元々営農型太陽光発電というのを踏まえての議論を傍聴の皆様も来ていますので是非傍聴された方には私はいたいと思います。そもそも営農型太陽光発電というのはなんなのかと。これをみんなで議論していきたいと思いますので、皆さんの意見を伺いたいと思います。

★★委員いかがですか。

★★委員

既に稼働しているプラントが3年の一時転用で許可を受け、来年の9月にはその期間の満期を迎えます。初めてから1年目、2年目それぞれ毎年2月か3月にどんな生産物が取れたのかその生産状況等を農業委員会から県、県から関東農政局に報告が上がるようになってきていると思います。過去の報告を把握していればお伺いしたい。

事務局

平成28年3月15日付けで営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告が★★氏より報告されています。内容は小松菜を栽培する予定の10,126㎡の内、栽培に耐えうる部分が約800㎡しかなく、5畝で収穫しているという報告があります。平成27年3月5日付けの状況報告は現在工事中のため収穫はなしという報告が上がっております。

★★委員

この報告に対し県はどのような意見だったでしょうか。

事務局

今までこの報告に関して県からの意見等はございません。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

営農型太陽光発電の現場を何度も見に行っていますが、仕事の推移を見ますとまだ順調に推移していないように思います。水はけの問題とか野菜の成長具合とか見ますとまだ営農が滞っていると思うなかで、また新たに営農型太陽光発電を設置するものはいかがなものかと感じます。本来なら遊休農地を解消して農産物を作ることが第一条件かと思っております。そう言ったなかで新たな太陽光を設けるとなると疑問、問題点があります。時代の流れでそういったものをやるのが今の時代の現状かもしれませんが、出来るだけそういったものに頼らず遊休農地を解消して行かれた方がいいと思います。従って今回のこれは考えるところがありますので今のところ許可にならないと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

まだ実績が出ていない。見たところシイタケも以前のまままだ空いているところが沢山ある。それなのに次を展開するのは無理があるのではないか。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

国の方針で営農型太陽光というのが出されているが農業の方針というのは1年2年3年とやらないとなかなか実績が上がらないと思うのでこれまでの実績と合わせて評価してもらいたいと思います。今現場はズッキーニ、ミズナ、モロヘイヤ、サトイモ、サツマイモなど色々試験的にやっていることは確かだと思います。今手探り状態だと思いますが実際に使えるものはなにかを見極め大きくやっていかなければならなし、3年経ったときに実績どうなのかの評価だと思う。今後のこともありますのでどんな作物が良くどれが悪いのかを明確にすることがあると思います。そういうことも考え合わせながら協議していただきたい。

会長

農作業もまだ進行形ですから1年経ったうえで報告を受けて評価する。3年というのは一時転用の5条の関係で3年ということで同じように評価してその時点でそれが妥当であるか農業委員会の判断という意味でございます。

★★委員

3月に話したとおり1年間の実績をみた上で次の事業展開を考えるのが妥当ではないかと思います。今回、新しく事業展開したいということですが今の状況を勘案したうえで今回はもう少し考えさせてもらいたい。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

営農型の評価をしたうえでとすると時期的に今の申請は早すぎると思います。営農型太陽光発電に合致しない悪条件があると思います。それは今行なっているのはまとまった一段地ですが、今回は拠点となっている周辺に違いはないのですがあっちに1つ、こっちに1つで太陽光発電は可能だと思いますが営農型という物差しで運営できるような箇所なのかということがあります。中には結構な面積のものもありますが、中には非常に狭小な敷地もあるということで、営農型太陽光発電の箇所かということで、はなはだ疑問があります。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

今は一団地で土壌改良を行ない試験栽培等を含めたなかで一部実績が出ているとこ

るです。今回は7箇所分散して水田も含まれ耕作も困難を極めるかなと思われま。土壌改良などを含め農地を活用した営農型発電になると思われま。現在の団地の実績が出ないかぎり7箇所分散した農地を活用した営農型というのは非常に困難を極めると思いま。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               今の現在のプラントが計画通り行くのか見守るといことて異論はありませんが、来年9月に一時転用の満期を迎えるなかで、来年3月頃には状況報告が提出されると思いますが、その際営農すべき農地が100%営農しているのかが重要な判断になってくると思いまするので、その報告を上げてもらいたい。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               これまでも小委員会などでも現場を見ていますが、まだ、時期尚早だと思いま。集団農地に営農型太陽光といことて注目を浴び今は隣接の大網白里市から茂原はよくあの場所を許可したなといことてが実情だと思いま。そのためモデル地区としてしっかり結果を出さないといけないといことてが農業委員会であり地権者の方々であり事業者の方々であると思いますが、まだ時期尚早だと思いま。営農型太陽光といことては様々な規制があるといことて3年に一回の一時転用やその更新、そして年1回の経過報告のまださわりしかやっていないなかで、再度これだけの点在した面積が今月現地調査をしたところ遊休地を選んでいるといイメージである。それははたして本当の姿なのかを私たち農業委員会も真剣に考えていかななくてはならないと思いましています。これはまだまだ今後の課題としてみなさんと協議していけると考えまのでよろしくお願いいたしま。

会長                   この営農型太陽光発電の申請については、殆どからご発言があつたように時期尚早といことて、来年の3月の報告を見るといことてはまたそれに基づいた指導をするといことては我々農業委員会の仕事でございまるので、これまでも現地調査を月1回以上必ずしていますけれども個人的に近所の方はしょっちゅう見ています訳です。そのような中で1年間の状況を見てそれからこういう申請は次に展開したいといことてならその時点でしていただくといことてです。3月までこれを継続的にやるといことては手続き法上できませんので、1年間保留・保留といことていきませんので今回は3条部分については不許可、5条部分については不許可相当といことてでいきたいと思いますがよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは高田の営農型太陽光についてはそのように決定させていただきます。

次に農地法第4条の許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局               農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたしま。

それでは始めに36号議案でございま。申請地は下太田字大笹地先、田んぼ490㎡でございま。下太田の★★さんが太陽光発電システム用地とする申請でございま。申請理由としましては、申請地は自宅脇に位置してあり、発電設備や土地の維持管理に適した場所にあるためとのことてございま。計画としましては、太陽光パネル195枚でございま。1枚のパネルの大きさは約164センチ×99センチで、パネルの集合体を4カ所設置する計画でございま。外周にフェンスを設置いたしま。隣接農地、及び他法令の申請はございません。排水は雨水のみで敷地内浸透となつています。また、6月16日付けで下太田自治会長に対して説明をおこなつています。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございま。一

般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして37号議案でございます。申請地は木崎字西原地先他1筆、畑816㎡でございます。木崎の★★さんが太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、土地の有効利用のためとのことでございます。計画としましては、太陽光パネル361枚でございます。1枚のパネルの大きさは約166センチ×99センチで、パネルの集合体を4カ所設置する計画でございます。外周にフェンスを設置いたします。隣接は1名から同意を得ております。他法令の申請はございません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。また、5月23日付けで木崎西部自治会長に対して説明をおこなっております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長 それでは、小委員会の審議内容の報告をお願いいたします。

第1副 審議の結果、36号議案許可相当、37号議案許可相当となりましたので報告いたします。  
小委員長

会長 それでは順次審議に入らせていただきます。まずは36号議案です。現地調査してございます。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 2種農地で土地改良を行っていない谷津内の土地になります。自宅に隣接しており管理しやすいので、許可相当をお願いいたします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 にいほる工業団地の造成により山林の樹木が伐採されたことで、採光が良好になったということで、パネルの反射での交通の影響はないかと思うので許可相当をお願いします。

会長 36号議案については許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)  
それでは36号議案については、小委員会の報告どおり許可相当ということで決定いたします。

続きまして、37号議案です。こちらも現地調査をしてございます。★★委員いかがですか。

★★委員 木なども切っており特別問題はないと思いますので、許可相当をお願いします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 1箇所はまきを伐採しており、もう1箇所は荒れている状態なので太陽光発電を行えば防災上も良くなると思うので許可相当をお願いします。

会長 37号議案については許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)  
それでは37号議案については、小委員会の報告どおり許可相当ということで決定いたします。

続きまして、農地法第5条の許可申請に移ります。事務局の説明をお願いいたします。

す。

農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

始めに38号議案でございますが、こちらの案件につきましては39号議案、40号議案及び70号議案と申請者が同じであり、一体計画での申請となるため同時にご説明いたします。申請地は大芝字二大野地先他3筆、田んぼ6891㎡と一体利用する農地以外の土地が4053㎡の合計10944㎡でございます。東京都の★★★★★★★★さんが東茂原の★★さん他2名から地上権の設定により土地を借り受け、また適格者証明及び農地法施行規則第57条2第1項による単独申請により土地を買い受け、太陽光発電システム用地とする申請でございます。なお70号議案については平成27年2月13日～平成27年2月19日に東京国税局により公売にかけられた案件でございます。申請理由としましては、申請地周辺は障害物も少なく日当たりも良いため太陽光発電に適しているためとのことでございます。計画としましては、太陽光パネル2112枚でございます。1枚のパネルの大きさは約167センチ×100センチで、パネルの集合体を94カ所設置する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。なお、東茂原自治会長、大芝自治会長に対して当事業説明をそれぞれ行って承諾を得ております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして41号議案でございます。申請地は大芝字二八丁歩地先、畑1431㎡の内316.59㎡でございます。大芝の★★★★さんが義理の父親である★★さんの土地を使用貸借して専用住宅用地とする申請でございます。申請理由といたしましては、現在同一敷地内の母屋に両親と二世帯で住んでおり手狭になったため、空いている土地に住居を建設したいためとのことでございます。計画としましては、木造・平屋建て・建築面積103.51㎡でございます。排水は、西側U字溝に接続する計画で、大芝自治会より排水同意書が提出されております。隣接同意は2名より同意を得ております。他法令の申請はございません。なお、申請地の一部に既に車庫が建設されているため始末書が提出されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして42号議案でございます。申請地は木崎字笹塚地先畑516㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合3街区地先、面積260㎡でございます。大芝の★★★★★★★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて事務所及び倉庫用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は現在アパートの一室を借りて使っている事務所に近く、交通に便利な場所であったためとのことでございます。建物としましては、事務所兼倉庫29.81㎡が1棟、駐車スペース5台分116.45㎡でございます。排水は西側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております

続きまして43号議案でございます。申請地は大芝字二西割地先他2筆、田んぼ672㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合9街区地先、面積340㎡でございます。下永吉の★★さんが大芝の★★さんから土地を買って専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在、家族所有の持ち家に住んでいるが、手狭になったため住環境の良い当申請地に住宅を建てたいとのこととでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積77.84㎡が1棟でございます。排水は北側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして44号議案でございます。申請地は下永吉字沢尻地先他11筆、畑7874㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合27街区地先他1筆、面積3892㎡でございます。東京都の★★さんが下永吉の★★★★★★★★★★さんから土地を借り受けて病院用地とする申請でございます。申請理由としましては、長生郡市では外科系の医師が不足していることから★★★★★★★★★★が所有する土地の公募貸付があり、脳外科の専門的な技術、知識を地域貢献に生かせると思い応募したところ選定されたためとのこととでございます。建物としましては、病院が426.9㎡、薬局が82.35㎡でございます。排水は南側及び北側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして45号議案でございます。申請地は、中部地先、畑264㎡でございます。千代田町の★★★★★★さんが匝瑳市の★★さんから土地を買って宅地分譲（1区画）用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地はライプラインが整っており、価格が適正だったためとのこととでございます。計画としましては、宅地分譲1区画264㎡でございます。排水は、北側側溝に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして46号議案でございますが、47号議案と買い受け人が同じであり、一体計画での申請となるため同時に説明いたします。申請地は、綱島字北ヶ谷地先他1筆、畑322㎡でございます。早野の★★さんが綱島の★さんから土地を買って進入路、及び専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は現在賃貸アパートに居住しているが、両親と相談の結果現在娘が通学中の五郷小の近くで安心できる本申請地に両親と共に移住したいためとのこととでございます。計画としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積54.50㎡が1棟、進入路部分については通行のため持分90分の1を取得する計画でございます。排水は北側側溝に接続する計画で、綱島水利組合より排水同意書が提出されております。隣接は1名より同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一

般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして48号議案でございます。申請地は長尾字清網地先、田んぼ439㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理組合8街区地先、面積315㎡でございます。長柄町の★★さんが長尾の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は交通の便も良く、区画整理地内で住環境も良いためとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積69.97㎡が1棟でございます。排水は東側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして49号議案でございます。申請地は長尾字下関戸地先、田んぼ1031㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理組合9街区地先、面積584㎡でございます。大網白里市の★★さんが長尾の★★さんから土地を買い受けて宅地分譲（2区画）用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は区画整理地内で住環境も良いためとのことでございます。計画としましては、宅地分譲1区画292.14㎡の宅地が2区画でございます。排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして50号議案でございます。申請地は長尾字立ヶ越地先、田んぼ528㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理組合16街区地先、面積291㎡でございます。新小轡の★★さんが長尾の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在アパート住まいで新茂原駅の近くで土地を探していたところ、本申請地は住環境が整っており、通勤にも適していたためとのことでございます。建物としましては、木造・平屋建て・専用住宅・建築面積115.51㎡が1棟でございます。排水は北側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして51号議案でございます。申請地は長尾字立ヶ越地先、田んぼ337㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理組合26街区地先、面積165㎡でございます。千葉市の★★さんが長尾の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、本申請地は小学校、駅、スーパーも近く住環境整っており、交通の便も良いためとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積54㎡が1棟でございます。排水は西側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付

すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして52号議案でございます。申請地は小林字西街都地先、畑132㎡でございます。本納の★★★さんが長谷の★★さんから土地を買い受けて駐車場用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請者は現在介護事業を行っておりますが、事務所において駐車スペースが一台分しかなく来客時にとても困っている状況で、事務所にとっても近く利便性のよい本申請地を駐車場としたいためとのことでございます。計画としましては、駐車スペース5台分でございます。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。隣接は2名より同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 それでは、小委員会の審議内容の報告をお願いいたします。

第1副 38号議案・39号議案・40号議案・70号議案許可相当、41号議案許可相当、  
小委員長 42号議案許可相当、43号議案許可相当、44号議案許可相当、45号議案許可相当、46号議案・47号議案許可相当、48号議案・49号議案・50号議案・51号議案許可相当、52号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次、審議に入ります。まずは38号議案・39号議案・40号議案・70号議案の一体計画です。現地調査してございます。★★委員いかがですか。

★★委員 2種農地ということですので、許可相当をお願いいたします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 葎林になっているところですので、許可相当をお願いいたします。

会長 他にご意見ございますか。なければ許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは38号議案・39号議案・40号議案・70号議案については、許可相当ということに決定いたします。

続きまして、41号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員いかがですか。

★★委員 親子間の関係ですので、許可相当をお願いいたします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 やむを得ないと思います。

会長 41号議案について許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは41号議案については、許可相当ということに決定いたします。

続きまして、42号議案・43号議案・44号議案大芝土地区画整理事業地内です。一括して審議させていただきます。★★委員いかがですか。

★★委員 区画もされているので、許可相当をお願いします。

- 会長 42号議案・43号議案・44号議案ば許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは42号議案・43号議案・44号議案については、許可相当ということに決定いたします。  
続きまして、45号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 用途地域で上下水道も完備しているので、許可相当でお願いします。
- 会長 45号議案ば許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは45号議案については、許可相当ということに決定いたします。  
続きまして、46号議案・47号議案一体計画です。現地調査しています。★★委員いかがですか。
- ★★委員 進入路の脇も何件か家が建っており特別問題はないと思うので、許可相当でお願いします。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 隣が分譲されており現況もきれいにしていたので、許可相当でお願いします。
- 会長 46号議案・47号議案ば許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは46号議案・47号議案については、許可相当ということに決定いたします。  
続きまして、48号議案・49号議案・50号議案・51号議案ゆたか土地区画整理事業地内です。一括して審議させていただきます。★★委員いかがですか。
- ★★委員 用途地域内で区画整理されているところですので、許可相当でお願いします。
- 会長 48号議案・49号議案・50号議案・51号議案ば許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは48号議案・49号議案・50号議案・51号議案については、許可相当ということに決定いたします。  
続きまして、52号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 住宅地の間にある畑で、草刈りもしていますので許可相当でお願いします。
- 会長 52号議案は許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは52号議案については、許可相当ということに決定いたします。  
続きまして、農地法第5条の許可後の計画変更申請に移ります。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。  
それでは69号議案でございます。申請地は、本納字万谷地先、田んぼ500の内297.29㎡と一体で利用する公衆用道路が2.78㎡の合計300.07㎡でございます。渋谷の★★さんが本納の★★さんから事業承継により使用貸借権を設定し、専用住宅用地とする申請でございます。なお、当初計画は平成16年3月15日付け貸家住宅用地でございます。申請理由としましては、申請人は現在借家住まいで子どもの成長に伴い、現在の住まいでは手狭になったためとのことでございます。計画としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積56.72㎡が1棟、カーポートが12.13㎡でございます。排水は南側側溝に接続する計画で、両総本納普通水利組合より排水同意書が提出されております。隣接は1名より同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 それでは、小委員会の審議内容の報告をお願いいたします。

第一 69号議案は許可相当となりましたので報告いたします。

小委員長 69号議案です。現地調査してございます。★★委員いかがですか。

★★委員 3種農地であり計画変更ですので、許可相当でお願いします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 貸家であったものを計画変更ということですので、許可相当でお願いします。

会長 69号議案ば許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは69号議案については、許可相当ということに決定いたします。  
続きまして、5月の保留案件71号議案に移ります。事務局のこの間についての説明をお願いいたします。

事務局 5月総会保留議案17号議案農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてご説明いたします。5月の第17号議案でございます。5月の総会では、地元に対しての説明を行ってから審議ということで保留となっていました。その後代理人より6月7日に連絡があり、下桂自治会長及び高田自治会長に対して説明を行い、また近隣住民に対してもアルコールを提供する飲食店を建てること等について説明を行ない同意を得たと報告がございました。以上でございます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 3軒の住宅を建てるのが変更になり飲食店を建てる説明に高田自治会長及び下桂自治会長に行ったようです。高田自治会は特に影響なく問題ないとのことでした。下桂自治会長は地域の住民を集めて事業説明をするなど、そこまでしなくてもよいのではないか。という話でしたので良いのではないのでしょうか。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 部落の人も強力に反対している訳でもないのではやむを得ないと思います。許可相当でお願いいたします。

会長 この保留案件について他にご意見ございますか。なければ許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは71号保留議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして、72号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてですが、★★★★と★★★★に議事参与の制限がございまして退室をお願いいたします。(★★★★及び★★★★退室)

★★委員 それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第72号の利用権設定について説明いたします。

まず本日お配りいたしました利用権設定調書からご説明いたします。これは新規分と更新分に分かれておりまして、それぞれ利用権設定期間が短い順に記載しています。

それではまず始めに新規分です。NO. 1につきましては、借受者が六ツ野の★★さん、貸付者は茂原の★★さんで、利用権設定する土地は木崎字棒田地先他2筆、田、計6989㎡で賃貸借権の設定で、期間は3年でございます。

以下同様にNO. 2からNO. 8が利用権設定期間5年、NO. 9・10が利用権設定期間6年、NO. 11からNO. 17までが利用権設定期間10年となっております。

続きまして更新分でございます。更新分とは今回利用権設定期間が終了し、継続して利用権を設定しようとするものでございます。新規分と同じく利用権設定期間が短い順に記載しています。NO. 1が利用権設定期間2年、NO. 2からNO. 4が利用権設定期間5年、NO. 5が利用権設定期間6年となっております。

利用権設定調書についての説明は以上になりますが、最初のページに利用集積計画書新規分と再設定分を期間毎に利用権設定面積をまとめた総括表がございますので、ご覧ください。総合計を申し上げますと、新規分の利用権設定面積は59,186㎡、再設定(更新分)の利用権設定面積は11,124㎡となっております。表下段の使用貸借につきましては内1,015㎡となっております。

以上の農用地利用計画は農業経営、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、農業委員会で承認後、市農政課で公告・縦覧し契約が成立いたします。以上でございます。

★★委員

72号議案について、何かご質問等ございますか。なければ72号議案につきましては承認ということによろしいですか。(異議なしの声) それでは72号議案については、承認ということに決定いたしました。(★★★★及び★★★★入室)

会長

続きまして、73号議案の「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」についてです。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

73号議案の「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、ご説明いたします。

内容等について説明する。

会長

73号議案について、ご意見等ございますか。★★委員いかがですか。

★★委員

Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化の平成28年度の目標についてですが、担い手が頑張ってもらわないとなかなか前に進まないの、一定規模をやっていただく法人等の担い手の方々に、他の市町村が行っているような一定の補助金等の支援を市で施していただくという文言を入れていただきたい。茂原市は長生郡内や山武郡市と比べても遅れているので市農政課が頑張ってもらわないといけません。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

議会でも要望しているが、新規就農は助成等を行っているというのが市独自のものはなかなか難しいのが現状です。

会長

それでは、そのような文言を入れるようにしましょう。

事務局

この計画の決定のプロセスなのですが、今までは4月の総会に諮り説明させていただいた上で5月にパブリックコメントを行っていましたが、これが制度改正でなくなりまして、今回からパブリックコメントをやらずにこのように総会で決定出来る形になったんですけれども、農業者から意見を求めないということではなく意見は常に求める形にし、随時翌年の計画に反映させるプロセスに変わりましたのでこの場で報告させていただきます。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

IVの遊休農地に関する措置の管内の農地面積はこの面積でよいのですか。

事務局

注記の記入方法により記入しております。

会長

他にご意見ございますか。なければこの内容で総会で決めて報告、公表することになりますのでよろしく願いいたします。73号議案につきましては終了いたします。以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。長時間にわたり御苦労さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第6回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成28年7月26日

茂原市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 農業委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 農業委員 \_\_\_\_\_ 印